

部長及び参事官
殿
所 属 長

県民発第68号
令和7年3月14日
10年保存（口訓）
本 部 長

高知県警察証明事務取扱要綱の制定について（通達甲）

県警察における各種証明事務については、「高知県警察証明事務取扱要綱の制定について（通達甲）」（平成28年3月17日県民発第77号。以下「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、事務の合理化及び適正化を図るため、新たに別添のとおり「高知県警察証明事務取扱要綱」を定め、令和7年3月14日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

高知県警察証明事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、県警察における各種証明（以下「警察証明」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的心構え

職員は、警察証明が公的な証明力を有し、その用途によっては関係者の利害得失に多大な影響を及ぼし、不正に利用をされるおそれもあることを常に意識した上で、その取扱いには特に慎重を期さなければならない。また、証明を必要とする者（以下「出願者」という。）に対し親切丁寧に接するとともに、適正かつ能率的に事務処理を行い、住民の利便を図るよう努めなければならない。

第3 証明発給者

各所属に証明発給者を置き、当該所属長をもって充てる。

第4 証明事務取扱者

各所属に証明事務取扱者を置き、次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）又は副署長をもって充てる。

証明事務取扱者は、警察証明事務を担当する職員に対して指導及び助言を行うなど、適正かつ円滑な事務処理に努めなければならない。

第5 警察証明の種類

警察証明の種類は、事実証明及び届出証明の2種類とする。

第6 警察証明の発給対象

1 事実証明

事実証明は、警察行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、その証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ行うものとする。

2 届出証明

届出証明は、警察行政に関し、事実の証明ができない場合に、当該事案の証明に代えて単に形式的に届出がなされた旨の証明を行うものであることから、次に掲げる場合においてのみ行い、その他の場合は行わないものとする。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は出願者とその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

- (3) 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である別表に掲げるもの
- (4) (3)に掲げるもの以外の事項で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (5) その他特別な事情が認められるもの

第7 警察証明の除外事項

第6に規定する警察証明の発給対象に該当するものであっても、次に掲げる事項に該当するものについては、警察証明を行わないものとする。

- (1) 個人の秘密に関するもの
- (2) 公序良俗を害するおそれのあるもの
- (3) 証明の必要事由、使用目的、提出先等が明らかでないもの
- (4) 出願者が正当な者でないもの
- (5) 出願者に直接関係のないもの
- (6) 証明願の内容に虚偽の事項があるもの
- (7) 民事事件に悪用され、又は紛議を生じるおそれがあると認められるもの
- (8) 県警察が秘密扱いとしているもの及び県警察が関与すべきでないと認められるもの
- (9) その他証明発給者が不適當と認めるもの

第8 証明願の受理及び証明書の交付

事実証明願の受理及びその証明は別記第1号様式の事実証明書（願）、届出証明願の受理及びその証明は別記第2号様式の届出証明書（願）により行うものとする。

第9 証明発給の記録

証明発給者は、別記第3号様式の証明取扱簿により、証明願の受理及び証明書の交付の状況等を明らかにしておくものとする。

第10 許認可事務における対応

公安委員会、署長等が所管する事務についても、許認可に係る証等の再交付に当たっては、この要綱に基づき、原則として、遺失又は盗難についての警察への届出の事実に関する証明書の提出を求めないこととする。

第11 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、警察証明の事務に関し必要な事項については、別に定める。

別表（第6関係）

官公庁等からの要請に基づき警察において証明を行うもの
(遺失及び盗難届出関係)

省 庁 名	件 名
出入国在留管理庁	1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 外国人登録証明書（※）
外 務 省	旅券
国 税 庁	雑損控除の対象となる物件（雑損控除申請のため）
最高裁判所	有価証券等（公示催告手続申立のため）

※ 外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

別記

第1号様式 (第8関係)

事実証明書 (願)

年 月 日		
殿		
住所		
氏名		
生年月日 年 月 日		
電話番号		
当事者との関係		
下記のことについて証明をお願いします。		
記		
事実 証明 内容	種 別	身体拘束・その他 ()
	当 事 者	住所 氏名 生年月日
	内 容	
証明書を必要とする理由		
証明書の提出先		
上記の事実と相違ないことを証明する。		証第 号
年 月 日		印

第2号様式（第8関係）

届出証明書（願）

年 月 日 殿 住所 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 当事者との関係 下記のことについて証明をお願いします。 記		
届出内容	遺失被害者 行方不明	住所 氏名
	日 時	年 月 日 午 時 分 ころから 年 月 日 午 時 分 ころまで
	場 所	
	物 品 ・ 金 額	
	届 出 年 月 日	年 月 日
証明書を必要とする理由		
証明書の提出先		
上記のとおり届出のあったことを証明する。 年 月 日		証 第 号 印

